平成２３年（フ）第２９１８号
東京都世田谷区池尻４丁目25―12
破産者　梅岡　聖子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９５７号
東京都港区高輪１丁目13番８―301号
破産者　有限会社櫻建設
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９９６号
東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目８番４―301号
破産者　株式会社キラウェア
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９９７号
東京都中野区野方１丁目48―11―203
破産者　山尾　和浩
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１３号
東京都品川区西五反田４丁目19番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区東五反田１丁目８番13号
破産者　株式会社ケイズ・コンサルティング
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１７号
東京都足立区西新井本町３丁目６番７号
破産者　株式会社大栄商事
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０１８号
東京都足立区西新井本町３丁目６―７
破産者　大貫賢太郎こと　金　　京民
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０７８号
東京都青梅市新町８丁目７番地の13
破産者　株式会社多摩プレシジョン
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０７９号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目１―６―302
破産者　大平　政次
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８０２号
東京都町田市本町田1209―１―101
破産者　竹内　笑子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２４８号
神奈川県横浜市港北区綱島東４丁目６―１―202
破産者　玉木　正博
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３５５号
東京都立川市幸町５丁目７―33―102
破産者　伊藤　孝幸
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３７０号
東京都杉並区浜田山１丁目５―14―201
破産者　安原　洋子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９２号
東京都足立区保木間２―14―１―311、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区岸町２丁目１―４
破産者　蓮見加奈子
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９８号
東京都練馬区春日町４丁目29―３―203
破産者　中嶋　理恵
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４２０号
神奈川県横浜市緑区白山２丁目２　鴨居第一ハイツ管理事務所
破産者　山下金三郎
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４６２号
東京都港区西麻布２丁目25―１―301
破産者　飯村　誠太
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４６３号
東京都品川区戸越２丁目６―５―202
破産者　杉林　哲雄
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４７７号
東京都足立区西新井栄町１丁目５―12―202
破産者　杉田　幸夫
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４９１号
東京都八王子市椚田町531―13
破産者　柴　　慶忠
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５０３号
東京都小平市花小金井６丁目19―12―305
破産者　松浦　二郎
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４５１１号
福岡県福岡市中央区荒戸２丁目４―37―1201、開始決定時の住所東京都墨田区亀沢２丁目20―12―607
破産者　日向　弘幸
1　決定年月日　平成23年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部